

大口町告示第24号

大口町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和62年大口町告示第33号）の一部を次のように改正する。

様式第5、様式第6及び様式第7中

「備考

- 1 この通知による処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この通知による処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てにかかる決定の送達を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができることとされています。
- 3 この通知による処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経たあとでなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

」を

削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。